

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	福島県議会定例会を招集する件 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 地籍調査の成果について認証した件	五二 五二 五二
公告	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五三 五三
告示	土地改良事業計画を変更すること を適当と決定した件 土地収用法により事業の認定をした件	五二 五二 五三

告 示

福島県告示第六百九十三号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十二年十一月二十九日福島市に招集する。
 平成二十二年十一月十九日

福島県知事 佐藤雄平
 (総務課)

福島県告示第六百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十一月十九日から同年十二月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十二年十一月十九日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 福島県知事 佐藤雄平

ヤマダ電機テックランド郡山南店 福島県郡山市安積町荒井字方八丁三十三番地一
 ほか十二筆
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。
 (商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十一月十九日から同年十二月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十二年十一月十九日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 メガステージ白河 Aエリア 福島県白河市新高山三十三番地ほか
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。
 (商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号) 第十九条第二項の規定により、須賀川市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 平成二十二年十一月十九日

一 調査を行った者の名称
 須賀川市
 二 成果の名称
 須賀川市滝の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
 (農村計画課)

福島県告示第六百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第九十五条の二第三項で準用する同法第八条第一項の規定により、鬼沼地区土地改良事業共同施行が鬼沼地区基盤整備促進事業(区画整理)に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。
 この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十二年十一月十九日

一 縦覧に供する書類
 福島県知事 佐藤雄平

- 二 土地改良事業計画書の写し
縦覧の期間
平成二十二年十一月二十二日から
同 年十二月十三日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
郡山市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百九十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 起業者の名称
南相馬市

- 二 事業の種類
南相馬市テニスコート増設事業並びにこれに伴う用排水路整備事業及び附帯事業

- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

- 1 収用の部分
福島県南相馬市原町区下高平字堂場、上洪佐字東畑及び高見町一丁目地内

- 2 使用の部分
福島県南相馬市原町区下高平字堂場地内

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- 1 法第二十条第一号の要件への適合性

南相馬市テニスコート増設事業並びにこれに伴う用排水路整備事業及び附帯事業(以下「本件事業」という。)のうち、南相馬市テニスコート増設事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十二条第二号に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本件事業の施行により必要を生じた用排水路整備事業(以下「関連事業」という。)は、法第三条第五号に掲げる地方公共団体又は土地改良区が設置する農業用水路及び排水路に関する事業に該当する。

さらに、附帯事業は、本件事業のために欠くことができない通路を整備するものであり、法第三条第三十五号に該当する。

- 2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、平成二十一年四月に策定された南相馬市スポーツ振興計画において、

平成二十三年度に本件事業に係る工事を行うこととしており、今年度、起業地取得のための予算措置を講じている。

また、関連事業の対象となる用水路は南相馬土地改良区が、排水路は南相馬市がそれぞれ管理しているものであるが、本件事業の施行に伴い整備が必要となるため起業者がその整備を行うものであり、各管理者とも協議済みである。

以上のことから、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められるため、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

- 3 法第二十条第三号の要件への適合性

- (一) 得られる公共の利益

南相馬市テニスコート(以下「市テニスコート」という。)は、全天候型コート六面を有する南相馬市で最も規模の大きいテニスコートであり、福島県中学校体育連盟、福島県高等学校体育連盟等が主催する各種地区大会が開催されているほか、競技力の向上、健康増進等を目的に幅広い年代の市民に利用されているところである。

しかし、現在はコート数が六面のみということもあり、県大会以上の規模の大会の開催ができない状況である。

また、市テニスコートは、市内の中学校や高等学校の部活動において、校内での練習を補完する目的で利用されることが多いが、休日等は学校関係者以外の一一般の利用者が多くなることもあつてコートに空きがない状態が生じており、利用者からコート増設の要望が出されているところである。

本件事業は、既存の六面のコートに加え、隣接地において新たに八面のコートを増設するほか、管理棟、観覧席、大型バス駐車場等を整備するものである。

本件事業の施行によつてコート数が十四面に増えることにより、県大会以上の規模の大会の誘致を図ることができただけでなく、テニスを通じた広域的な交流事業の開催等によりスポーツ交流人口の拡大が期待できる。

さらに、混雑が生じていた休日等においても、より多くの市民が利用できるようになり、南相馬市スポーツ振興計画の基本方針である「いつでも、どこでも、だれもが、気楽にスポーツを楽しむ機会の充実の実現」に寄与することができる。したがつて、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

- (二) 失われる利益

起業者が、希少野生生物の生息及び生育の情報について福島県生活環境部環境共生総室自然保護課(以下「自然保護課」という。)に照会したところ、起業地周辺において「チュウサギ」、「チョウゲンボウ」及び「ヒバリ」が生息しているとの情報提供があつた。

このため、起業者としては、自然保護課の意見に基づき、周辺の自然環境の保全及び野生生物の保護に配慮するとともに、河川等への土砂の流入に留意しながら工事を行うこととしている。

また、起業者は、南相馬市教育委員会が保管している遺跡地図により、起業地

が埋蔵文化財包蔵地外であることを確認している。

なお、本起業地は、福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）に定める自然環境保全地域及び緑地環境保全地域には指定されていない。

（三）事業計画の合理性

本件事業は既存の市テニスコートのコート数を増設するものであるため、起業者は、起業地の選定にあたって、市テニスコートの隣接地二か所を候補地としたうえで比較検討を行っているが、経済的、社会的観点から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、増設するコート数については、県大会以上の規模の大会を誘致できるよう、過去の大会における会場の規模を踏まえて南相馬市テニス協会等と協議のうえ決定されたものであり、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

4 法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

（一）事業を早期に施行する必要性

3の（一）で述べたように、市テニスコートは、市内の中学校や高等学校の部活動において、校内での練習を補完する目的で利用されることが多いが、休日等は学校関係者以外の一般の利用者が多くなることもあってコートに空きがない状態が生じており、利用者からコート増設の要望が出されているところである。

また、起業者は、平成二十一年四月に策定された南相馬市スポーツ振興計画において、平成二十三年度に本件事業に係る工事を行うこととしている。

（二）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される部分にとどめられており、二級河川新田川の河川区域に係る部分のみを使用の範囲としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

南相馬市教育委員会事務局スポーツ振興課（南相馬市文化センター五階）
（土木総務課用地室）

公 告

公告第三百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月九日

二 名称

特定非営利活動法人あいサービス

三 代表者の氏名

根本 由紀子

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市佐糠町東一丁目八番地の七

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、あのこもった助け合い及び介護サービス・福祉サービス事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

阿武隈川上流土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 尾股 清衛

同 須藤 一三

同 菊池 光男

同 鈴木 俊夫

同 大高 正人

同 菅森 肇

同 竹井 重忠

同 大竹 敏男

住所

西白河郡西郷村大字長坂字赤洲三八番地

同 郡同 村大字熊倉字森前一四番地

同 郡同 村大字熊倉字折口原二六一番地

同 白河市旭町一丁目二四番地

同 市久田野六九番地

同 市久田野拂川二三番地

同 市双石滝ノ尻二三番地

同 市田島森ノ台一〇番地

